

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年7月31日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月10日から平成3年9月21日まで
② 平成6年5月2日から7年7月31日まで
③ 平成7年7月31日から同年10月1日まで
④ 平成7年10月1日から12年8月1日まで

オンライン記録では、A社及びB社における標準報酬月額は16万円から22万円とされているが、勤務期間中の給与は、多少の増減はあってもおおむね30万円程度であったはずなので、申立期間①、②及び④の標準報酬月額について、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、私は、A社及びB社に継続して勤務していたが、申立期間③について、厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できないので、当該期間についても、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、雇用保険の加入記録等により、申立人は、B社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間③当時、B社に勤務していた者は、A社において厚生年金保険被保険者となっているところ、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年8月21日）の後の平成7年10月5日に、申立人が同社において同年7月31日に資格喪失した旨の処理及び同年10月1日の標準報酬月額の定時決定の取消処理が行われたことが確

認できる上、同僚 77 人についても、同年 10 月 5 日又は同年 10 月 6 日に、申立人と同様に、同年 7 月 31 日に資格喪失した旨の処理及び同年 10 月 1 日の標準報酬月額の時決定の取消処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間③においても法人格を有し、適用事業所の要件を満たしていたと認められる上、申立人と同様に平成 7 年 7 月 31 日に資格喪失した旨の処理が行われた同僚は、申立期間③の給与明細書を保管していることから、社会保険事務所（当時）において、同社が適用事業所でなくなったとする処理、前述の資格喪失処理及び標準報酬月額の取消処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 7 年 7 月 31 日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人の A 社における資格喪失日は、申立人の B 社における資格取得日と同日の同年 10 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の A 社における取消前のオンライン記録から、19 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①、②及び④について、申立人は、「支給されていた給与額と比較して標準報酬月額が低額である。」と主張している。

しかしながら、申立人は、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を保管しておらず、A 社及び B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、両社の事業主も関係資料を保管していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚が保管する当該期間に係る給与明細書及び源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額は、当該複数の同僚のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日となっているが、私は同日まで同社に勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA社の複数の同僚の記憶により、申立人は、平成7年2月28日まで継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主及び経理担当者は、厚生年金保険料は当月控除だったとしているところ、申立人と同日付けで被保険者資格を喪失した複数の同僚から提出された平成7年2月分の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は、当時、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったと記録（平成22年12月1日付けで7年2月28日から同年3月1日に変更。）されていたものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間において解散・閉鎖されておらず、法人格

を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）において適用事業所としての記録が無かったことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 31 日から 57 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 5 月頃に A 社に入社し、約 3 年間勤務していた。

入社後しばらくは厚生年金保険に加入していなかったことを記憶しているものの、昭和 57 年 5 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 6 月 1 日であると思う。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 54 年 5 月頃から約 3 年間勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日は、57 年 6 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、申立人が自身より後に入社したと記憶している同僚は、自身の入社時期を昭和 54 年 3 月と記憶しており、当該同僚及び 53 年 9 月に入社したと記憶している同僚は、「自分が入社した時には、申立人は既に勤務していたと思う。」と述べている上、55 年 12 月に入社したと記憶している同僚は、「申立人は、自分の入社後半年程度は勤務していたと思う。」と述べていること、また、申立人自身は約 3 年間勤務していたと記憶していることから判断すると、申立人の A 社の入社時期は、53 年 5 月頃であったものと推認できる。

また、A 社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 56 年 5 月 31 日に被保険者資格を喪失し、同年 6 月 8 日に申立人の健康保険被保険者証が返納されたことが確認でき、遡及訂正等の不自然な点

は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。